

令和8（2026）年度栃木県文化振興基金助成事業 募集要項 (文化活動等助成事業)

1 目的

「栃木県文化振興基金」を活用し、多彩な文化活動や担い手の育成を行う団体に対し、事業費の一部を助成しています。

文化活動の振興をさらに推進するため、令和8年度栃木県文化振興基金助成事業（文化活動等助成事業）を募集します。

2 助成対象事業

地域づくりや栃木の魅力アップに資する文化芸術活動、担い手育成に資する文化芸術活動等が対象となります。

3 助成対象事業の実施期間

交付決定日（令和8（2026）年5月1日を予定）から令和9（2027）年3月31日まで

※ 令和9（2027）年3月31日までに助成対象経費の支出を完了させる必要があります。

4 助成対象者

助成対象者は、次の(1)から(3)までの条件を全て満たす**団体**とします。

(1) 県内に住所又は活動拠点があること。

(2) 原則として一定の活動実績があり、事業を完遂できる見込みがあること。

(3) 代表者が明らかで、定款や規約などを有しており、会計経理が明確で過去の決算書を提出できること。

※ 市町等地方公共団体は除きます。

※ 市町等から運営費等に充てる恒常的な補助金等を受けている団体は、助成対象外となる場合があります。詳しくは、文化振興課にお問合せください。

5 助成対象外の事業

次のいずれかに該当すると認められる場合は、助成対象外となります。

(1) 国、県、市町、その他の団体等から助成を受けている事業

(2) 専ら営利を目的とする事業

(3) 特定の政治、宗教活動を目的とする事業

(4) 団体の内部活動である事業

（いわゆる教授所・教室や単独の流派が行う発表会・コンクール等）

(5) チャリティを目的とする事業

(6) 出版、収集又は資料作成のみを目的とする事業

(7) 広く一般に周知されず、参加者、入場者等が制限される事業

(8) 委託料や報償費（謝金）の割合が過度な事業

(9) 令和8年度栃木県文化振興基金助成事業（とちぎの文化の新たな魅力創造・発信助成事業）に申請をしている事業

(10) 前年度（令和7年度）に栃木県文化振興基金助成事業（文化活動等助成事業）の助成を受けた団体による事業（※）

※ 事務局の所在地や構成員、会場、出演者等が同一であるなど、実質的に同一の団体による事業と判断される場合を含みます。

6 助成金の額

助成金の限度額は50万円です。かつ、次に掲げる助成対象経費（事業の実施に要する直接的な経費のうち必要と認められるもので、恒常的な運営費、人件費等を除く。）から入場料等収入を除いた額の**2分の1以内**とします。

ただし、知事が特別に認める場合については、100万円を上限に助成します。

なお、助成金は、栃木県文化振興基金の予算の範囲内で算定しますので、団体からの要望額全てを満たすとは限りません。

【助成対象経費】

- (1) 報償費（謝金）
- (2) 賃金
- (3) 旅費（交通費、宿泊費）
- (4) 需用費（消耗品費、印刷製本費）
- (5) 役務費（通信運搬費、手数料）
- (6) 使用料及び賃借料
- (7) 委託料
- (8) その他必要と認められるもの

※ (8)の経費は、附表2-1(收支予算書)の積算内訳欄に詳しい内容を記載してください。

※ 作品制作にかかる経費については、交付決定日以降に制作を行ったもので、事業の実施期間内に展示・公演や、当該作品を活用したイベントの開催を行う場合は助成対象となります。

※ 事業の実施に要する経費でも、助成対象外経費に当たる経費については助成対象とすることができませんので、ご注意ください。

【主な助成対象外経費】

- ・交付決定日前に支出した経費
- ・令和9（2027）年4月1日以降に支出した経費
- ・申請団体以外の者が支出した経費
- ・領収書等の証ひよう書類により支出及び支出の内訳を確認できない経費
- ・事業の変更・延期・中止に伴うキャンセル料、違約金等
- ・練習、打合せのための報償費、旅費、会場使用料等（ただし、各公演につき1回のリハーサルにかかる経費は対象経費とする。）
- ・寄附を行った経費

※ 区分ごとの助成対象経費／助成対象外経費の例については、以下の表を御参照ください。

※ 主な例のため、助成対象になるかどうか不明な経費については必ず事前に御相談ください。

区分	対象となる経費（例）	対象とならない経費（例）
報償費 (謝金)	・ <u>外部の出演者、講師等への謝金</u>	・団体及び実行委員会等の会員やそれに類する者、構成団体構成員等への謝金
賃金	・臨時に雇用したアルバイト等への賃金	・団体及び実行委員会等の会員やそれに類する者、構成団体構成員等への賃金
旅費 (交通費、宿泊費)	・公共交通機関（電車・バス等）の運賃、ガソリン代、有料道路使用料 ※宿泊費は原則として外部の出演者・講師等に限る	・航空・列車運賃の特別料金（グリーン車料金等）

需用費 (消耗品費、印刷製本費)	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施に必要となる看板製作や感染防止対策等に要する経費 ちらし、ポスター、プログラム、資料等の印刷物の作成に要する経費 	<ul style="list-style-type: none"> 出演者・参加者・講師等への賞品、記念品、花束、手土産 食糧費 備品購入費（金額にかかわらず、事業終了後に恒常に団体に残る物品（記録機器・楽器等）） 礼状作成経費
役務費（通信運搬費、手数料等）	<ul style="list-style-type: none"> ちらしの発送、機材の運搬に要する経費 ピアノ調律料 	<ul style="list-style-type: none"> 電話料金 振込手数料、代引き手数料、商品代とは別にかかる配送料 チケット販売手数料（※支出に計上せず、入場料収入から差し引くこと） 礼状発送経費
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> 会場使用料、設備等使用料（開催に伴う駐車場代も含む） 著作権使用料 楽器等賃借料 	(内容に応じて判断)
委託料	<ul style="list-style-type: none"> 業務の一部を委託する場合に要する経費（舞台製作・照明・音響等委託料、広告掲載料等） 	<ul style="list-style-type: none"> 団体及び実行委員会等の構成団体構成員への委託料
その他必要と認められるもの	(内容に応じて判断)	<ul style="list-style-type: none"> レセプションや懇親会等に要する経費

7 評価要素

【総合的評価】次の要素を考慮し、総合的に評価します。

(1) 具体性、実現可能性

事業の目的、内容が明確、具体的で実現可能性があること。

(2) 公開性

広く一般に周知され、社会的に開かれた事業であること。

(3) 予算積算、事業運営の適正性

予算の積算が適正であること。事業運営及び経理が適正に行える組織体制であること。

(4) 貢献度

地域づくりや本県の魅力アップなどに貢献する事業であること。

(5) 独創性

文化力を活かした創造性・独創性・先進性に富んだ事業であること。

(6) 発信力

県外・国外への発信力・影響力のある事業であること。

(7) 担い手育成

本県文化の創造・振興・発信に係る担い手・継承者の育成に貢献する事業であること。

青少年の文化活動への関心を高めることに寄与する事業であること。

(8) 発展性、継続性

実施事業を助成することにより、団体の発展的・継続的な活動につながること。

【付加的評価】以下の項目に関しても併せて評価します。

(1) 過去10年間の累計採択回数

(2) 全県的な大会を行うなど、広域的に行う事業

- ※ 「過去10年間の累計採択回数」に応じて、**マイナス評価**を行います。
(回数が多いほど、大きなマイナス評価となります。)
- ※ 過去に本助成事業を活用した団体よりも、まだ助成を受けたことのない団体等に優先的に活用してもらうための措置です。
- ※ 事務局の所在地や構成員、会場、出演者等が同一であるなど、実質的に同一の団体による事業と判断される場合を含みます。

8 提出方法

(1) 応募締切 **令和8（2026）年3月23日（月）17:00** <必着>

(2) 申請方法

メールにより、下記(3)の申請書類をデータにて御提出ください。

※ メールの送付後、電話連絡をお願いします。

データによる提出が困難な場合は、下記 **11 問合せ先** まで御連絡ください。

(3) 申請書類

「栃木県文化振興基金助成事業実施要領」に定める、以下の書類及び添付資料

① 様式1 ② 附表1-1（事業計画書） ③ 附表2-1（収支予算書）

(4) 申請書の提出先

栃木県生活文化スポーツ部文化振興課 文化芸術担当

E-mail : bunkageijutsu@pref.tochigi.lg.jp

(5) 留意事項

① 応募は、1団体につき1事業とします。

なお、特定の出演者等が、特定の演目・内容について、同一の場所で数回にわたって公演等を行う場合や、各地を巡回して公演等する場合は、1つの事業とします。

② 事業が実施期間内に完遂できなかった場合には、助成を取り消す場合があります。

③ 採択後に事業計画の変更が生じた場合、変更内容によっては助成を取り消す場合があります。大幅な変更が生じないよう、実現可能な事業計画を作成し、見通しを立てて申請してください。

9 選定方法及び選定結果

審査委員会による審査を経て、採択（内定）又は不採択を決定します。

なお、全ての応募団体に結果を文書で通知するとともに、助成が決定した団体及び事業内容を県ホームページで公表します。

10 その他

採択された場合、作成する印刷物（ポスター、チラシ等）には**必ず「栃木県文化振興基金助成事業」と明記し、基金ロゴマークを掲載**してください。

この募集要項に記載のない事項については、「栃木県文化振興基金助成事業実施要領」及び「栃木県文化振興基金助成金交付要領」に従って取扱います。

11 問合せ先

栃木県生活文化スポーツ部文化振興課 文化芸術担当

E-mail: bunkageijutsu@pref.tochigi.lg.jp

TEL:028-623-2153 FAX:028-623-3426

※令和8（2026）年度当初予算の成立前ですが、事前審査準備等のために予算成立を見込んで事業の募集案内をするものです。令和8（2026）年度当初予算不成立の場合、実施に当たっては別途お知らせいたします。